



「君が代」強制は違憲

東京地裁判決 教職員に斉唱拒否の自由

石原慎太郎都知事のもと、都教育委員会が「日の丸・君が代」を強制する通達を出したことは違憲・違法だとして教職員が訴えた裁判で、東京地裁は21日、「日の丸」に向かつての起立と「君が代」斉唱の義務はないとする原告の主張を全面的に認める判決を言い渡しました。

都教委は03年10月、「日の丸・君が代」の実施方法を細かく定めた通達を出し教職員に起立・斉唱を強制、都立学校では通達にもとづいて校長が職務命令を出し、従わなかった教職員が毎年大量に処分されています。

判決は、通達とこれにともなう都教委の指導は教育基本法10条の「不当な支配」に該当する違法なものだと判断。「皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱」として用いられてきたことは「歴史的事実」と指摘し、懲戒処分までして起立・斉唱させることは思想・良心の自由を侵害するとのべ、違憲との判断をされました。

東京地裁判決の骨子は次のとおり。

【起立、斉唱義務】

国民の間には国旗掲揚、国歌斉唱に反対する者も少なくなく、こうした主義、主張を持つ者の思想・良心の自由も、憲法上、保護に値する権利。起立、斉唱したくないという教職員にこれらの行為を命じることは自由権の侵害だ。

【都教委の指導の是非】

都教委の一連の指導は「不当な支配」を廃するとした教育基本法10条に違反。憲法19条の思想・良心の自由に対し、許容された制約の範囲を超えている。

【学習指導要領】

学習指導要領の条項が教職員に対し、一方的な理論や観念を生徒に教え込むよう強制する場合には「不当な支配」に該当する。

北区では6つの小学校で「愛国心」通知表

日本共産党 「内心の自由をふみにじる評価やめよ」と追及

6月定例北区議会での日本共産党の追及によって、北区で「愛国心」の度合いをA、B、Cで評価する通知表が、6つの小学校で使われていることが明らかになりました。

こうした「愛国心」通知表は、小泉首相ですら「あえてこういう項目を持たなくてもいい」（5月24日衆院教基法特別委員会）とのべたものですが、北区の教育長は「内心に立ち入ったものでない」と強弁。

日本共産党の本田議員は「総理や文科大臣でさえ、難しい」「とんでもない」といつているのに納得できない」と改善を求めました。





自民党・安倍新総裁の危険な主張

5年以内に改憲、日本を「戦争する国」に

9 条まもれの声を大きく！

自民党の新総裁に、安倍晋三氏が就任しました。安倍氏は、憲法9条をターゲットに、「5年以内に改憲をめざす」ことを公然と掲げています。戦後初めて、改憲を具体化する政権が生まれる危険が強まっています。

安倍氏は、改憲を「私たち自身の手で、日本の未来の姿、理想を書くということ」などと美化します。しかし、真の狙いは、イラク戦争のような無法な先制攻撃戦略をとるアメリカにつきしたが、日本を「海外で戦争をする国」にすることにあります。日本共産党は、憲法9条を守りぬぐために全力をあげます。

赤羽東地域に「九条の会」ができます

2年前に、井上ひさし氏、大江健三郎氏、小田実氏、澤地久枝氏など9氏がよびかけてつくられた「九条の会」。いま、全国に地域の会が5千を越えて広がっています。

このたび赤羽東地域にも「会」が結成されることになりました。みなさんもぜひご参加下さい。（準備会へのご連絡は、3902-1177・川口まで）



赤羽東九条の会準備会の宣伝で訴えるのの山政策委員長

赤羽東 九条の会 結成総会にご参加を

■とき **10月3日** (火) 午後2時より

■ところ **赤羽会館 4階小ホール**

第1部 講演 小山一郎さん(北区平和委員会会長)ほか

第2部 プロが奏でるモーツァルトやうたごえ

※参加費 500円 (紅茶と手作りレモンケーキ付き)

